

雨水浸透阻害行為の許可に関するよくある質問

【ガイドライン：解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン】

令和7年3月

雨水浸透阻害行為の許可に関するよくある質問			【ガイドライン・解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン】		対象	
No	種類	問い合わせ内容	回答	事業者	自治体	
	1	特定都市河川及び特定都市河川流域とは				
1	1	特定都市河川及び特定都市河川流域とは。	流域のあらゆる関係者が協働して治水対策に取り組む「流域治水」の施策を法律の特組みを活用しより実行性を高めるため、特定都市河川浸水被害対策法の規定に基づき指定する河川及びその河川の流域のこと。	○		
2	1	特定都市河川及び特定都市河川流域に指定されるとどうなるのか。	法律に基づく「流域治水」の各施策の活用が可能となる。 雨水浸透阻害行為の許可についても、法律の特組みを活用した施策のひとつである。	○		
3	1	開発予定地が特定都市河川流域内であるか確認したい。	特定都市河川指定された河川は、特定都市河川のポータルサイトに掲載されている。 開発予定地が特定都市河川流域内であるかについては、該当する河川流域の都道府県、市町村のHP等から、担当部署に確認すること。	○		
	2	雨水浸透阻害行為とは				
4	2	雨水浸透阻害行為の許可とは、どのような制度なのか。	【ガイドライン P6-2参照】 雨水浸透阻害行為の許可とは、特定都市河川流域における宅地等以外の土地で行う一定規模以上の雨水浸透阻害行為に対して、対策工事の計画等について審査し、当該区域からの流出雨水量が雨水浸透阻害行為よりも上回らないことをもって、都道府県知事等が許可を行う制度である。	○		
5	2	雨水浸透阻害行為に該当するか判断できない。判断基準を教えてください。	【ガイドライン P6-5参照】 雨水浸透阻害行為に該当するか判断するためには、①行為（開発）位置、②行為（開発）規模、③行為前・後の土地利用を確認する必要がある。 ①は、特定都市河川流域内であるか、②は一定規模以上であるかを確認する。 ③の判断に関しては、ガイドラインP6-8 図-6-2が参考になる。	○		
6	2	雨水浸透阻害行為の許可が不要となる場合はあるのか。	【ガイドライン P6-19参照】 雨水浸透阻害行為のうち、流域水害対策計画に基づいて行われる行為、流出雨水量を抑制する効果の見込まれる農地・林地の保全を目的として行う行為、既に舗装されている土地において行われる行為、土地の一時的な利用に供する目的で行う行為及び非常災害の為に必要な応急措置として行う行為については、その影響が一時的なもの及び極めて小さいものとして、許可の対象外とされている。詳細はガイドラインP6-19 2.5 許可を要さない雨水浸透阻害行為の範囲（表6-3）が参考になる。	○		
	3	雨水浸透阻害行為に関する事前相談から許可までの流れ				
	3-1	雨水浸透阻害行為に関する事前相談、許可申請				
7	3-1	雨水浸透阻害行為の許可に関する手続きの流れを教えてください。	詳細は都道府県等の申請窓口を確認すること。	○		
8	3-1	雨水浸透阻害行為の事前相談（問い合わせ先）、許可申請書の提出窓口はどこか。	詳細は都道府県等の申請窓口を確認すること。	○		
9	3-1	雨水浸透阻害行為の許可申請書式はどこからダウンロードすればよいか。	詳細は都道府県等の申請窓口を確認すること。	○		
10	3-1	都市計画法の開発許可申請は事前協議を行うが、雨水阻害行為許可申請も必要か教えてください。	詳細は都道府県等の申請窓口を確認すること。	○		
11	3-1	指定日以降、1,000㎡を超えるものは直ちに、対策が必要となるのか。それとも、猶予期間を設けることは可能なのか。	【ガイドライン P2-13参照】 原則として指定と同時に施行される。	○		
	3-2	許可手続きに関する費用				
12	3-2	雨水浸透阻害行為の許可に際し、手数料はかかるのか。	手数料を徴収している自治体もある。 詳細は都道府県等の申請窓口を確認すること。	○		
	4	許可対象となる行為の例				
13	4	すでに建物がある土地の改変を行う場合は雨水浸透阻害行為の許可は必要か。	【ガイドライン P6-7参照】 既設建物のある土地のみを改変する場合は、ガイドラインP6-7（2）雨水浸透阻害行為に該当しない行為に記載されているとおり、雨水浸透阻害行為の許可は不要である。	○	○	
14	4	対象規模を超える原野（1,100㎡）を開発し、太陽光発電施設（400㎡）を設置したい。雨水浸透阻害行為の許可は必要か。	【ガイドライン P6-8参照】 太陽光発電施設の設置面積が一定規模以上の開発に該当しないことから、太陽光発電施設の設置のみでは雨水浸透阻害行為の許可は不要である。ただし、開発用地内を資材置き場等の用途で締め固めを行い、太陽光発電設備の設置面積と合計し、一定規模以上の雨水浸透阻害行為に該当する場合はこの限りではない。	○	○	
15	4	建物を増築するため、1,000㎡未満の土地を開発しようとしている。増築前の建物敷地と併せると1,000㎡以上の開発となるが、雨水浸透阻害行為の許可は必要か。	【ガイドライン P6-7参照】 本ケースでは以下を確認し、一定規模以上の雨水浸透阻害行為に該当するか確認する必要がある。 ①既設建物のある土地：ガイドラインP6-7（2）雨水浸透阻害行為に該当しない行為 ②増築部分の土地の開発：一定規模以上の雨水浸透阻害行為に該当するか確認	○	○	
16	4	既設が未舗装である農道を改良等により1,000㎡以上の舗装を実施した場合においても雨水浸透阻害行為の許可は必要か。	【ガイドライン P6-7参照】 未舗装道路に対する舗装工事は、ガイドラインP6-7（2）雨水浸透阻害行為に該当しない行為に記載されているとおり、雨水浸透阻害行為の許可は不要である。	○	○	
17	4	道路改良などの道路整備についても雨水浸透阻害行為の許可は必要か。	【ガイドライン P6-7参照】 道路改良（拡幅等）に伴い、一定規模以上の雨水浸透阻害行為を行う場合は、許可が必要である。	○	○	
	5	土地利用形態の判断				
	5-1	土地利用形態の判断				
18	5-1	行為前、行為後の土地利用形態はどのように判断すればよいか。	【ガイドライン P6-8参照】 ガイドラインP6-8の土地利用形態の分類のとおり判断する。 行為前の土地利用形態の判断は、登記簿類、現地写真、航空写真等により判断する。 登記簿上の地目は現状の土地利用を正確に反映していない場合があるため、現地写真、航空写真等を使用し、総合的に判断する。	○	○	
	5-2	太陽光発電施設				
19	5-2	太陽光発電施設が雨水浸透阻害行為に該当する根拠を示してほしい。	【特定都市河川浸水被害対策法の運用について（R4.1.19）参照】 運用通知 2.(2)① (i) 宅地の定義に以下の記載がされていることから、太陽光発電施設の設置は宅地開発相当と判断される。 （抜粋）宅地の定義は、次に掲げる建物（工作物を含む。以下同じ。）の用に供するための土地をいうものであり、土地登記簿に記載された地目等を参考に判断する。なお、工作物には、太陽光発電施設を含む。	○	○	
20	5-2	太陽光発電施設を設置する場合、雨水浸透阻害行為の面積はどのように算出すればよいか。	【ガイドライン P6-40参照】 敷地全面に対して太陽光発電施設を設置する場合、その敷地面積が雨水浸透阻害行為の面積となる。 太陽光発電施設を設置する区域の土地の流出係数は、「宅地」の流出係数である0.9を用いることとされている。この流出係数は、パネル＋それ以外の施設の面積比率から合成流出係数を算出し設定されている。	○	○	

		6 雨水浸透阻害行為の対策施設計画			
		6-1 雨水浸透阻害行為の対策施設計画			
21	6-1	雨水浸透阻害行為の対策施設に関する構造基準はあるか。	【ガイドライン P6-3参照】 雨水浸透阻害行為の許可は、対策工事の計画が技術的基準に適用しているかを確認するものである。したがって、具体的な構造・工法については、原則として許可の申請者の任意となる。ただし、関連事業等に係る調整や他法令等による規制等における留意事項は遵守する観点から、他法令による規制との調整が必要な場合には、必要に応じて具体的な構造・工法について助言、指示を行う場合がある。	○	○
22	6-1	浸透施設で対策を検討する場合、事前に現地確認するべき点を示してほしい。	【ガイドライン P6-41参照】 浸透施設で対策を検討する際は、ガイドラインP6-40 ii)浸透施設の見込み方が参考になる。	○	○
23	6-1	貯留施設で対策を検討する場合、貯留施設内に貯まった水を排水する設備は必要か。	【ガイドライン P6-3参照】 雨水浸透阻害行為の許可は、対策工事の計画が技術的基準に適用しているかを確認するものである。したがって、具体的な構造・工法については、原則として許可の申請者の任意となる。ただし、関連事業等に係る調整や他法令等による規制等における留意事項は遵守する観点から、他法令による規制との調整が必要な場合には、必要に応じて具体的な構造・工法について助言、指示を行う場合がある。	○	○
24	6-1	浸透施設を設置する際に、施設底面から地下水位までの程度間隔を空ければよいか。		○	○
25	6-1	雨量計算に使用する降雨確率規模や流出係数などの設計定数を教えてほしい。	【ガイドライン P6-36参照】 基準降雨（降雨規模、降雨波形、降雨継続時間、降雨の単位時間）、流出係数の適用、対策工事の規模の算定に関しては、ガイドラインP6-35が参考になる。	○	○
26	6-1	ボーリングによる事前調査を行ったところ、地下水位が高いことがわかった。対策工事は雨水貯留浸透施設とあるが、貯留施設のみの対応でもよいか。	対策工事の計画が技術的基準に適用していれば、貯留施設のみで対策することも可能である。 【ガイドライン P6-2参照】 対策工事の計画は、申請者に対し、構造・工法について特段の指示を行うことなく、貯留施設と浸透施設の併用、公園等の公共施設との併用、設置に要する費用等に照らし、対策工事の計画についての技術的基準に適合する範囲内で申請者の任意によるものとしている。	○	○
27	6-1	開発者が周辺の町道を透水性舗装などの質的改良やため池加深など貯留機能増などを行なう開発計画の場合、トータルで流出量が増えなければ基準を満たしていると判断して良いのか。	【ガイドライン P6-43参照】 ガイドラインP6-43 vi) 対策工事としての土地利用形態の変更を確認し、詳細は都道府県等の申請窓口を確認すること。	○	○
		6-2 雨水浸透阻害行為の必要対策量の算出			
28	6-2	雨水浸透阻害行為により、必要となる対策施設の目安（規模）を教えてほしい。	対策施設の目安については、特定都市河川ポータルサイトに掲載している「調整池容量計算システムVer2.1」の見込表シートで確認することができる。詳細については「調整池容量計算システムVer2.1」及び「ユ－ザ－ズマニュアルVer2.1」を参照すること。	○	○
29	6-2	調整池容量計算システムの使い方がわからない。	調整池容量計算システムの使い方については、特定都市河川ポータルサイトに掲載している「ユ－ザ－ズマニュアルVer2.1」を参照すること。	○	○
		7 対策工事の実施、完了			
30	7	雨水浸透阻害行為の許可がおりて、実施した対策工事の完了検査は必要か。	特定都市河川浸水被害対策法第38条（工事完了の検査等）により、完了検査は必要である。	○	○
31	7	雨水浸透阻害行為の対策施設設置後、標識を設置する。標識設置の費用の考え方を示してほしい。	【ガイドライン P6-52参照】 標識設置の費用の考え方は、ガイドラインP6-51が参考になる。 詳細は都道府県等の申請窓口を確認すること。	○	○
		8 その他			
		8-1 関連するその他の許可との関係			
32	8-1	一次放流先の放流同意をもって、雨水浸透阻害行為の許可と認められるか。	一時放流先の放流同意をもって、雨水浸透阻害行為の許可とは認められない。 【ガイドライン P6-48参照】 開発の際に設置される調節（貯）池の貯留容量は開発区域からの排水量と下水道等の一次放流先との関係で決まるのに対し、特定都市河川浸水被害対策法で求める対策工事の貯留容量は雨水浸透阻害行為の前後での流出雨水量の増加量により決まるため、求める貯留容量に差が生じる可能性がある。	○	○
33	8-1	都市計画法の開発許可をもって、雨水浸透阻害行為の許可と認められるか。	都市計画法の開発許可をもって、雨水浸透阻害行為の許可とは認められない。 【ガイドライン P6-49参照】 特定都市河川浸水被害対策法の雨水浸透阻害行為の許可制度と都市計画法の開発許可制度は、その要件や基準が異なり、申請に係る様式もそれぞれの法令に規定された様式を用いる必要があるため、いずれかの申請をもって他の申請手続きが不要になるわけではない。 都市計画法や他法令による規制との調整に関しては、ガイドラインP6-46 (13)他法令等による規制との調整が参考になる。	○	○
34	8-1	都市計画法の開発許可と特定都市河川の技術審査基準は同じなのか。	異なる。 No.33の回答を参照すること。	○	○
35	8-1	都市計画法の開発許可と雨水浸透阻害行為の許可を平行して行っている。先に開発許可が下りたため、雨水浸透阻害行為の許可前が先行して工事着手してもよいか。	着手することはできない。 No.33の回答を参照すること。	○	○
		8-2 同一開発による申請			
36	8-2	開発行為1,000㎡以上について許可が必要となるが、複数年度の計画変更により1,000㎡を超えるときの許可の考え方を示してほしい。（1年目800㎡、2年目400㎡など1年では1,000㎡以下で合計すると1,000㎡を超える場合）	【ガイドライン P6-12参照】 長期にわたり雨水浸透阻害行為を伴う事業が実施される場合には、事業期間が5年程度となる一連の事業区間を申請単位とすることを基本とする。	○	○
		8-3 既着手行為			
37	8-3	既着手行為に該当するのはどのような行為か。	【ガイドライン P6-14参照】 一定規模以上の雨水浸透阻害行為をしようとする者は、特定都市河川法第30条の許可を要することになるが、特定都市河川流域の指定時点において、既に雨水浸透阻害行為が行われつつある場合には、「既着手行為」として、その許可を要しないこととされている。 「既着手行為」にみなされる行為は、ガイドライン P6-15に記載のとおり、以下のいずれかに該当する行為である。 ・既に工事に着手している行為 ・都市計画法第29条に規定する開発行為の許可を要する行為で、既に当該許可を受けているもの ・事業採択されている等既に事業化されている行為 ・都市計画事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業として行う行為で、既に当該事業の施行に係る認可を受けているもの	○	○
		8-4 特定都市河川及び特定都市河川流域における土地取引に関する留意点			
39	8-4	特定都市河川流域内の土地を取引する際に、特定都市河川流域である旨を購入者に対して説明する必要があるか。	【ガイドライン P2-13参照】 特定都市河川浸水被害対策法関係で重要事項説明の対象項目となっているものは、ガイドラインP2-13 2.7実地建物取引業者からの問い合わせ対応に記載されているとおりである。	○	○